

令和4年度 第2回 神奈川県鳥獣総合対策協議会 シカ対策専門部会

開催日時 令和4年12月23日（金） 14時00分から16時00分まで

開催場所 波止場会館1階多目的ホール小（神奈川県横浜市中区海岸通1丁目1）

出席者 ◎古田 公人、小泉 透、皆川 康雄、○安居院 賢治、山田 真二、千葉 康人、鈴木 克宗、天野 勝彦

（◎部会長、○副部会長）

委員 13人中8人出席（過半数）により会議は成立

会議の経過は次のとおりです。

1 開会

自然環境保全課 野生生物グループ 松宮グループリーダー

2 挨拶

自然環境保全課 羽太課長

3 議事

第5次神奈川県ニホンジカ管理計画について

（事務局より説明）

（以下、質疑応答）

○皆川委員

県境域の取り組みということで、県民の方からですね、ご指摘があって、県境隣接県との対策連携を図っていただきたいと。それで、資料2の新旧対照表の12ページに、第5次の方で新しく（5）と、項目を新たにして、県境域での取り組みを行うということですね。

これまでもおそらく近隣の県との、これに関する情報交換がされていたと思うのですが、このような形で、きちんとした項目立てをしたので、県としてはどの部分を重点的な取り組みとするのか、具体的なもの或いはイメージ的なものはあるのか、どういう形でその近隣の県に提案して、情報交換、研究協力をしていくのかという、多分、そういったものがなければ、新しい項目を立ててやる意味はないと思いますので、そこをしっかりとやっていただきたい

と思います。

#### ○羽太自然環境保全課長

常にやっている部分もありますが、一番ベーシックなのは、お互いの管理計画を共有したり、それぞれのモニタリングの方向など、計画に書かれてないようなことも共有したり、さらに踏み込むと、一緒に県境付近の現場を見て、そこで意見交換をするといった、いわゆる計画を実行する上での連携があります。

さらに、今後の私たちの検討課題になりますが、県境を跨いで広域のシカ管理計画を立てるような制度もあります。それについては、環境省からいろいろアドバイスをいただいております、実際そうなるように詰めているところですが、相手のある話なので、ここにすべて書くのは難しいため、そこまで計画案には書いていません。

あとはさらに踏み込めば、実際の捕獲などでの連携協力ということですが、机の上では考えられますが、実行するのはすごく難しいです。このため、まずはベーシックなところから進めていくことになります。

#### ○皆川委員

はい、ありがとうございます。やはりそうなってくると、一番喫緊の課題として考えられるのは、箱根地区にシカが静岡県から入ってくるということが、調査である程度わかってきている中で、どういうふうな対応をしていくかという。やはり、静岡県側、今おっしゃったように、環境省も含めて、対応策をとっていくってところが具体的な部分の、連携協力の一つの成果として出していきたいと思う部分ですので、ぜひその部分は、具体的にこの第5次計画が始まったらですね、5年間の中で、成果を出していきたいなと思います。

#### ○小泉委員

2点ありまして、一つは錯誤捕獲への対応、回答で感じたことがあります。錯誤捕獲ですので、県の方としては錯誤捕獲の発生状況を把握しています、それぞれのケースに対してこのように対応しました、というような、回答が欲しかったなと思いました。錯誤捕獲の数字を出さないで、何件発生しているかというように、発生状況をきちんと把握している、そしてそれぞれの錯誤捕獲で麻酔をして、放獣しましたと答えられるような体制を作っておいていただきたいというふうに思いました。

基本、くくりわなを設置しているわけですから、錯誤捕獲はあるのだという認識のもとにリスク管理をしていただきたいと思います。

それからもう一つは、今、皆川委員からも指摘がありました。県境を跨いだというところな

のですが、環境省で広域捕獲については、捕獲計画を立案するなにか協議会を設置して、計画を立てた場合には、補助をするという仕組みがあったと思うのですが、神奈川県の方では、そういった制度を利用して、補助を受けながら、県境での連携体制を整えているというようなことはありますでしょうか。

○羽太自然環境保全課長

まず、後段の広域捕獲計画の方ですが、これについては、まさに今詰めているところです。神奈川県のお考えとしては、現在前向きに検討しており、ぜひ一緒に作っていきたくて考えています。国の補助の活用については、先ほど言いました通り、計画に書くことではなく、年度、年度の関係になります。一時期、指定管理鳥獣捕獲等事業の国庫補助をいただいて事業を実施したことはありますが、現状では、今はまだ水源施策が実行中なので、水源環境保全税での取り組みが県の対策の軸になっています。あと、国の鳥獣総合対策交付金も活用させていただいています。

その財源というのは、先ほど言ったように年度、年度で変わってきます。例えば、特別超過課税による財源措置は未来永劫続くわけではありません。常に検討して、なるべくやることにマッチした財源を活用していきたいと思っています。

○小泉委員

はい。先日環境省のヒアリングがありまして、その中でいただいた情報に、広域捕獲に関しては、これからも増額要求では強く押していくという話でした。それから広域になりますので、神奈川県だけの状況ではなくて、例えば静岡県は、そういう交付金というか、補助金をもらいたいなと思っているかもしれませんし、そこは、そういう仕組みがあるのだということを前提に連携を強化する材料になるのではないかと考えています。よろしくをお願いします。

○羽太自然環境保全課長

予算と同時に、捕獲の実施主体や体制も合わせて検討しなければならない複雑さがあります。

○千葉委員

意見をいただいた広域捕獲については、我々の方でも両県に働きかけをさせていただき、両県とも次年度から当該交付金の活用に向けて前向きにご検討いただいているところです。ぜひ箱根地域の対策強化に向けて、この予算事業を活用いただけますよう、我々もサポートさせていただきたいと思っています。

○羽太自然環境保全課長

よろしくお願ひします。もう一つ錯誤捕獲の方ですが、クマの錯誤捕獲については、年に1、2件、もしくは数件あるかないかという状況です。錯誤捕獲は本来、罠をかけた人に対応をいただくのが原則ですが、クマの場合、非常に危険であり、対応が難しいので、県のほうで毎年予算措置をして、市町村等と協力しながら対応をとっています。

○小泉委員

はい。実際の対応のレベルはお任せいただきますけれども、錯誤捕獲に関しては、神経質に考えている方々が多くいらっしゃると思います、その方々が言うことには、錯誤捕獲というそもそも論もありますけれども、錯誤捕獲の実態を行政が闇に葬っているのではないかというふうな、意見もあつたりしますので。そこはそうではない。問われれば、全部説明できるし、資料も公開できるのだという態度があればいいと思います。

○皆川委員

まさにおっしゃる通りだと思う。本当に闇に葬るといふ傾向があるので。ただ、神奈川県は本当にホームページでツキノワグマの目撃情報や錯誤状況、放獣したとか捕殺したとか、具体的に書いてありますので、それをやっぱり小泉委員のおっしゃる通り、しっかりと錯誤捕獲というカテゴリーでしっかりまとめて、情報としてしっかり公開できるよう、県として意識してやってもらうことが大事だと思います。

今日はシカ部会ですが、この錯誤捕獲に関して言えば、イノシシでは多くの罠を管理捕獲で使っていますから、そういった他の動物の管理計画においても、ツキノワグマの錯誤捕獲の項目建てをぜひお願いしたいと思います。

私もこんなに県民から多く錯誤捕獲について意見が多く寄せられたことは、とても関心が高いのだなと思いましたので、ぜひ、対応していただきたいと思います。以上です。

○古田部会長

お願いしたいと思います。錯誤捕獲に対してこれだけ広域的なというか、共感の意見が出ているというのは、本当に時代の変化を思わせます。

ジビエに対する反応もそうですよね。地域へもう少しという声があるのですが、お金はやっぱり公金を使って行っている以上、やっぱりシカを埋めてしまうというのはね。県民に対して申しわけないと思うのですよね。鹿に対しても申しわけない。やっぱり有効活用すべきだと私は思います。昔、県にジビエの話をしたら、いろいろ難しい問題があつてとおっしゃつてもらつてそれでもう大分経つのですけど。やっぱりこれは難しい問題があつても、倫理的にやっ

ぱり進めるべきと私は思います。確かに難しいものがあると思いますがけれども、少しずつでも、やっていただきたい。

それから13ページです。66番のところで、県の方の回答で、箱根山地に相当数のシカが定着してしまっているのはご指摘の通りと考えますが、定着を防止するという目標を変えることは考えておりません、と。

こういう難しいことを言われたら、そういうご指摘の通りから、こういうふうに変えましようとなっても良いような気がするのですが、これやっぱり変えられない理由があるのでしょうか、お聞きしたいと思います。

#### ○羽太自然環境保全課長

1点目のジビエについては、当時、難しさが際立った回答をしていたと思いますが、今は決してそういうことではなく、この計画の素案にも、案にも書かれている通り、地域でジビエの処理施設を建てて取り組むという動きは、あちこちであります。今年も松田町で1つ完成し、他にも県西地域で、これから建てようという動きもあります。いずれも国の交付金を活用して、県の支援を受けながらやっているところです。

県内のあちこちでシカが獲られています、今の食肉加工の技術基準や衛生基準から言っても、活用できるのはやはり里で捕獲されたシカです。奥山で獲ったシカを回収することは、危険で難しいということもあり、私たちとしては、生態系の中で生きているシカを捕獲して、それを山に埋めるということも自然の流れで、決して無駄なことではないと考えています。山のシカに関しては、山のシカとしての扱いが必要であり、決して税金を使って取ったシカだから、資源として利用しなければいけないとは思っていません。

ただし、里の方で捕獲した個体を活用して、さらに地域の資源としてやっていこうというところについては、できる限り応援して協力していくという考え方でやっています。

定着防止区域については、確かに箱根も小仏もシカの生息密度は上昇傾向にあります。

これらの地域は、丹沢とは辿ってきた経過と、シカをそこでどう扱っていくという基本的なスタンスが違います。丹沢の場合は、増え過ぎたシカは減らしつつも、最終的に共存していくという方向ですが、箱根は、丹沢のように最終的にシカと共存していくという絵はすごく描きにくい山です。箱根は、丹沢と違って、かなり深いところまで人の手が入っており、そこでの土地利用とそこでのシカの安定的生息を両立させる絵は、すごく描きづらいです。

従って、現時点では「定着防止」を他の目標に置き換えることは、きわめて困難です。ご質問の点で、先ほど説明した県の考え方は、ちょっと言葉足らずになっているところがあると思いますので、表現を検討したいと思います。

○古田部会長

定着を解消する、ということになるのですかね。

○羽太自然環境保全課長

そうですね。野生動物なので、山があれば入ってきますが、そこに安定して生息している状態にさせないように、常に捕獲圧をかけ続けるということです。

逆に、箱根にはもともとシカはいなかったのだから、一匹もいないような状態にしないとよく言われますが、それもまた極論で、あれだけの広域の山で複雑な地形のところ、そういう状態にすると言うのは、おそらくあり得ないだろうと思っています。

箱根でシカとどうつき合っていくかということは、国立公園を管理する環境省を始め、様々な主体とこの先も議論していかなければならないと考えています。現時点では、丹沢のように保護管理区域として保護と管理を両立させて、安定して生息させる状況を作るという合意はありません。

箱根地域のシカに関する協議会などで色々なご意見を聞くと、人によって、シカの影響を重視される方からは、シカを根絶することを目標にしないとされますが、それはいたしません。一方で、保護管理域に編入すべきという意見も、現実的ではないと考えています。

○千葉委員

箱根では過去100年ほどはシカがいなかったが、近年は周辺から入り込み、今では全域で影響を及ぼすほどになっています。もっと大昔にはシカは存在していたと思われ、どのような状態を目指すのかはまさに関係者で議論を行っているところ。現在の深刻な状況を考えると、少なくともここまでの影響が出始める前の状況に戻す必要があり、そのための対策強化が必要と認識しています。箱根でどういう状況を目指すかというのは、確かに様々ご意見あって、どういう状況がいいのかというのはまさに合意形成を図るべきことなのかと思います。ただ定着防止区域の位置付けについて、箱根での根絶という考え方は、おそらく難しいのではないかと感じています。ただ、この計画の中でどのように位置付けていくべきかについては、皆様のご意見を聞きながら検討していく必要があると考えています。

○皆川委員

私は定着防止区域での県がおっしゃった通りの形でもいいと思う。要は、問題はそこにかかる手法が甘いという指摘だと思うのですね。例えば個体の捕獲をするにしても、頭数が甘いとか、防護柵がまだまだ足りないとか、そういうご指摘を受けていると思うので、そこはやはり真摯に受けとめて、対応していただきたいと思います。

これ、第4次と第5次の素案とかを見させていただいて、かなり対策を講じているなっていうふうにして見ていたかもしれませんが、それにもかかわらず、これだけ箱根に対するもっとやって欲しいという指摘、これはやはり県が考えている以上に現場は深刻な事態になっているっていう認識をしなければいけないと思います。

県民の植生衰退への影響の現状認識、まさにこれが象徴されていると思います。今回、植生に深刻な影響が明らかになりつつある状況っていうふうには修正されましたけども。まさにそういう現状認識から、対策が甘いっていうご指摘だと思います。

そここのところをですね、県の方も認識させていただいて、今後の5次計画に対して、取り組んでいただきたいということを切に願います。以上です。

#### ○羽太自然環境保全課長

確に対策が甘いというか、対策の取りづらさがあることは、十分認識しています。対策の取りづらさは、箱根の地形や植生の状況など色々ありますが、やはり社会的要因がとても大きいです。丹沢と違った複雑な土地利用の構造があり、観光地でもあります。合意形成の場で、みんなで目標を決めて、それぞれがやっていくという、本来の協議会に基づいたシカ管理のあり方が試される地域なのだろうと思います。

箱根山系は、箱根町だけでなく小田原市、南足柄市、真鶴町、湯河原町の部分もあり、また、静岡県側にも複数の市町があります。このため県だけで頑張ろうとしても、なかなかうまくいかないところです。これまで丹沢でいろいろ練習させてもらいましたが、本番は、より社会要因の難しい箱根ではないかと思います。

#### ○安居院委員

21ページの8番、先ほど錯誤捕獲ということでお話だったのですが、ちょっとご意見させていただきたいのですが。

クマの話がありましたよね。その中で、例えば、ツキノワグマがいるところは12cmだよっていう話でいくのですが、その位置範囲が全然示されていないのですが。

要は秦野市とか伊勢原市と違ってあるじゃないですか。神奈川県下でツキノワグマが出ているよっていうところ以外は12cmの規制はないですよ。ということは、もっと突き詰めると、どここの市町村は12cmですよっていうような形のものが何もないじゃないですか。

何かっていうと、これから猟期があって、他市町村や他県から狩猟者が来るわけですよ。それも知らないっていう人が来るから錯誤捕獲は起こるのですよ。もう一つ。神奈川県として狩猟免許を取って、要はハンターによる狩猟、これについて、錯誤捕獲に対しての講習会というのはやっているのですか。それをお聞きしたい。

なおかつ錯誤捕獲と言っていて、試験の時だけが12cmだよって言っているだけじゃなくて、その次のフォロー、或いは講習会の更新とかで言ったときに、そういうことは一切学ばれてない。これが神奈川県として申し訳ないのだけど、怠慢としか言えない。ということは、そういったことに対してのものがどんどん突き詰めると、おざなりになっちゃっているのですよ。いずれにしても、そういったところがちゃんとしっかりしていけないと、こういうことが、終わらないのですよ。それが一つ。

それからジビエの話がありましたよね。ジビエについては今市町村何とかって言うんですけど、要は全国的にジビエ、ジビエと言っても、儲からなければやらないのですよ。当たり前のことですよ。神奈川県で2基ありますよって言うのであれば、市町村や県とかが、国は推奨していますよね、ジビエを。でもそれがちゃんと儲かるような形を何で知らないのかって言うことですよ。例えば、前に、山北町のところに、大野山牧場がありましたよね。私言ったのですよ、国に。あそこを県が潰そうとしていると。なんで潰そうとしているのかと、お金がないからと言うのですけど。だったらあそこのは話を聞くと、大野山牧場のところにシカとかイノシシが餌を食べに来ているのだ。だからその餌を食べていっちゃうのだよって言う話もありますが、それは事実かわかりません。だったらそこで飼育して養殖すれば良いのでは。だったらもっと増えるのではないのかというのが一つと、羽太課長が言うように、食肉衛生法の中で、野生鳥獣っていうのはできないのですよ。処理がね。だから、一般的な流通はできないのですよ。牛とか鳥、豚は食肉衛生法の中で管理されているから一般に普及できる。でも野生のシカ、イノシシはできない。ただそういったものはいち早くコンセンサス全部やって、今、全国的にシカやイノシシで言えば、長野県とかいろいろ先進地があります。神奈川県はこういった後出しジャンケンするのであれば、もっと入っているって言うようなことでやりますよって言うような形であれば、これクリアできるのですよ。だからジビエ、ジビエの話ばかり言っているのではなくて、神奈川県は第6次、第7次、第8次の中で、こういう形の理想をもってビジョンを持って取り組みますよって言うぐらいの形がなければ。丹沢ジビエ、結構いいじゃないですか。ブランドもあって、全国的に丹沢っていうのが知られているのだから。だったら国の事業をどんどん持ってきて、神奈川県独自で、これ儲かるのですよ、これやりましょうよって言うような形も、やはりイニシアティブをとってもらいたいのですよね。

それがあると、農家の方も、神奈川県はね、特に秦野市はね、いろんな形の中で、農家の方が自分の農地は自分で守るのだよって言うことをちゃんと理解するのですよ。なので、1頭7000円あげますよって言う奨励金が該当しないのですよ。なんで該当しないのか。農家の方が、今秦野市では90基の檻が設置されています。そのうち90基の檻の中で、農家の方が、止めさしから埋めるまでやりますか。そんな商売じゃないのですよ。ハンターじゃないから。そうすると国は、捕獲してから止めさしまで、全部一連じゃないと7000円いただけませんよって、



農水省に私が聞いたら、そういう見解だったのです。だったら農家の人が、ただえさをやって見回りをして、最終的にハンターさんをお願いをして、埋めて食肉をして、その後分断されちゃっているから、7000円の補助がもらえません、こういう話なのですよ。

いずれにしても、やっていける方の方がお金をもらえなくて、全国では、右から左へ流して、7000円が1万2000円になっちゃうなんて、そんなことやっている。で、やはりそういった事業の中で、農家がせっかく捕ってやっているのにかかわらず農家自腹なのです。そんなことありますか、という話です。だからこの計画についても、もっとより具体的に書いて欲しいです。やりますとか、錯誤捕獲について検討を行います、こういう形でこのエリアはこういうふうな形になっているのですよっていう形を、より具体的にしていきたい。

#### ○羽太自然環境保全課長

まず、1点目のわな規制の有無が示されていないということについては、検討します。イノシシ管理計画では、地図つきで表示しており、それと同じものになるはずですが。イノシシ計画とシカ計画の両方を、すべての人が見ると限らないので、安居院委員が指摘されたとおり、記載されてしかるべきであり、この点は、ちょっと気がつかなかったのと言うのが私の気持ちです。これは相談させてください。

それから、2点目の狩猟免許で講習会の更新で、錯誤捕獲のことを入れるべきと言うご意見も、私個人の判断としてはやってしかるべきだと考えます。以前、猟犬の管理のことを言われ、猟友会とタイアップして、狩猟者の皆さんに普及することをやっています。それと同じように、錯誤捕獲は、これだけ社会的に問題となり、市町村にもご苦勞をかけていることなので、検討していきたいと思います。

それからジビエについて儲かるようにするというのは、私たちの取組の域を超えています。ジビエは基本的に儲からないことがほとんどです。地元狩猟者の捕獲活動の延長線で身の丈でやっていく見通しが立ったときに、初めて地域で成り立つという性格のものだと思います。シカやイノシシに取り囲まれて、人口よりもシカやイノシシが多いところであれば、都道府県単位での処理施設はあり得るかもしれません。しかし、正直に言って本県でジビエ産業が成り立つほど野生動物を生息させていたら、逆に安居院委員たちに、今以上の多大なご苦勞を強いることになると思います。

さらにシカの養殖は、もはや野生動物管理の域を超えており、技術的に非常に難しいと思います。外国や北海道みたいなどころではあり得るかもしれませんが、非常に繊細で病気になりやすく、歩留まりも悪いシカを食肉産業として扱っていくことは、ニュージーランドみたいなどころでは成り立つかもしれませんが、難しいです。

7000円の話は、かなり細かい話です。管理計画での記述の詳しさは、やはりこのレベルにな

らざるを得ません。より具体的な詳しいことは、市町村と議論を尽くした上で、年度ごとの実施計画の中で書き込んでいくことになると思います。

このシカ管理計画は、わかりやすく示さなければいけないし、必要なことは加えて行きたいと思います。先ほどお話が出た錯誤捕獲のところについては、もう少し具体的に書くべきというご意見もあります。それについては、イノシシ計画と、これらの上位計画にあたる第13次鳥獣保護管理計画の3つを見比べて、専門部会でのご意見を踏まえて、記述のつり合いを取っていきたいと思います。ありがとうございます。

#### ○安居院委員

よろしくをお願いします。

#### ○事務局

狩猟免許関係の話もございましたが、現在の狩猟免許の更新が、ここ3年ぐらい簡素化と言うことで、資料送付程度になってしまっているのですが、この内容に含めるのがもちろんありますし、また講習とか、再開すればですね、まさにそういうことを周知するというのは可能なので、委員ご指摘の周知というのは必要なというふうには考えております。実際そうしていきたいなというふうには考えました。

#### ○羽太自然環境保全課長

わなの規格の遵守も含めて猟友会と意思疎通しているところです。講習のほか、県猟友会の広報誌である「猟友かながわ」に載せてもらうこともあり得るし、ホームページにもそういう、記述があってもいいと思います。県から狩猟者へのチャンネルは決して多くないので、狩猟団体と協力していきたいと思います。

#### ○安居院委員

免許試験は記述論しかなくて、秦野農協はかながわ鳥獣被害対策センターの方も呼んで、実技講習会もするのですよ。猟友会の方も一緒にやるものなので、顔合わせてことでやるのですよ。ちょっと申し訳ないのですが、猟友会でさえ12cmという箱の、弁当箱のね、どっからどこまでが12cmで、どうやって測ったらこれが有効なのかどうなのかっていうことすら、知っていないプロもいる。教育をちゃんとどこかでやっていかないと。ただ、ハンターは専門だから、何でも知っているのだよねっていうような形やとんでもない間違いで、やはり教育するような形で、県のセンターの方々が来ていただいて、こういうことなのですよっていうようにしていただきたい。特に伊勢原、秦野はクマの出没多発地です。

先ほど言うように、クマ引っかかって、さあこれ放獣しましょうと言っても、簡単な話ではない。多分麻酔だってお金がかかるじゃないですか。誰が出すのですかになっちゃうわけですよ。そういう話の中で、ちょっと1から考えていただいて、やはり一緒に考えて行動をとっていただく。それはやっぱり初めから教育で、こういうことは駄目ですよっていうような形から始まっているのかなっていうことでは思いますのでひとつよろしくお願いします。

○羽太自然環境保全課長

これだけ意見があるくくりわなの直径の規制のあり方については、今環境省でもいろいろ専門家を入れて検討進めていると聞いています。その結果整理されたものが提示された時は、それが周知徹底されるように、農協、市町村、狩猟団体など、みんなで協力してやっていきたいと思えます。野生動物の保護ということも大事ですが、それ以上に錯誤捕獲は、人命に関わる危険な話です。

○古田部会長

もう一つお伺いしたいのですが。第5次はどこが一番のポイントですか。

○羽太自然環境保全課長

一番のポイントは、長い時間軸で考えると「持続可能性」ということを強く意識し始めたところだと思います。第4次までは、とにかくその時点で最大と思われることをやってきています。やってきたことの成果や課題を踏まえつつ長い目で見て、第5次では「森林管理や森林整備の一環としてのシカ捕獲」ということを強く意識しています。

かねてから「森林管理とシカ管理の一体」という言葉があり、情報の共有から始まって、色々やってきました。今後、森林施業の中で、歩掛をもとに設計して発注する間伐等の業務と同じような扱いで、それぞれの実施主体が、その森林整備をやる場所の周辺のシカ捕獲をやるという形を作っていきたいと考えています。

5次計画では、まず県有林からスタートし、水源林など公的に管理している私有林、さらに民間が森林を集約して経営する、いわゆる施業受委託などへと順次広げていきたいと考えています。ぜひ国有林とも連携できればと思います。

もう一つ、先ほどから色々言われている箱根地域について、今回多様な主体でやっていくということを打ち出しました。はっきりとは書いていませんが、広域捕獲計画も含め、進めていきます。その中で国有林とも何か一緒にできないか、それも今回の5次計画の中で、大きな議論の一つです。これまで富士箱根伊豆国立公園管理事務所や東京神奈川森林管理署と何度も話をしてきており、これから具体的なことを形作っていきたいと思えます。この計画の主語

は、県と市町村になっていますが、他県などそれ以外の方との連携も大きいです。

このたった4年しかない管理計画は、その先、令和9年以降の計画に向けた一つのステップだと思っています。

○古田部会長

5ページの課題のところですが、最後ですが、植生回復には数十単位に及ぶ長い時間を要するため、持続可能な管理捕獲の仕組みについて検討する必要があると。これやっぱり、捕獲が必要ですか。管理の仕組みについては。

○羽太自然環境保全課長

どうしてもここで「管理捕獲」と書きたくなかったのは、とりわけ今、管理捕獲に関して持続性が課題となっているがゆえ、こういう表現になっているのだと思います。管理をずっと続けるというのは当然のことですが、その必要性も読み取れなければいけません。記載については、ちょっと考えます。

管理捕獲の持続性は、今期のかなり大きな焦点になっていくと思います。今行っているワイルドライフレンジャーと猟友会の捕獲は、それぞれ、それなりの成果を発揮していますが、いずれも持続性という点では重い課題があります。

○古田部会長

管理捕獲を継続と強化が必要であるとそこですべて言っていますからね。

○皆川委員

今のはとても重要なことで、これからお話しするのは第5次計画に載せてくれとか、そういうことではなくて、今後はやっぱり県として考えなくてはいけないことだと思うのですね。何かというと、まず財源確保をしなくてははいけません。これまで例えば管理捕獲に水源税を使っていたのですけども、これ水源税、期限付きの税ですから。この第5次計画中に終わるわけです。令和8年までですよ。

そのあとどうするのかということ、第5次計画が始まった、今から考えなくてははいけません。そうなってくると、その水源税はこれまでに20年の期間限定でしたけども、その成果の検証と評価ということをしかりして、その中でシカの管理捕獲がどうだったのかということを検証していく必要が出てきますし、或いはもう一つは人材確保ということになってくると、ワイルドライフレンジャーで今まで来ましたけれども、それが次に変わっていくわけですよ。

この第5次計画の取り組みの重要課題ということで、例えば資料3の13ページに、表3の1の区域ごとの取り組みというところの一番上ですね。自然植生回復エリアの重点的取り組みというところですね。高度技術者を持つ者等による管理捕獲の仕組みの検討、もうワイルドライフレンジャーという言葉はここに載ってないのです。ですから、これ第5次の時に今まで取り組んできたワイルドライフレンジャーに代わる人材とその手法の検討ということをしなくちゃいけない。

第5次というのはとても重要な計画になります。そしてさらに言えば、この今まではですね、第4次の管理捕獲をすれば植生は回復してくるといって、そういうイメージでいました。或いは丹沢を再生できる或いは林業も成り立つのだということ、私たち一生懸命取り組んできましたけども、でも実際に幾ら管理捕獲をやっても、捕獲圧をかけても、林床植生が回復してこない場所が、多数出てきているわけですね。

その問題もこの第5次計画で、取り組まなくちゃいけないということで、これは本当に今羽太課長がおっしゃった通り、第5次計画はこれまでの4次計画までとは、全くもう次元の違うところで私たち取り組まなければいけないことになるということをやはり、多分本当に重く思いますけれども、ここは本当に、頑張ってくださいたいと。

ある意味エールを送りますし、ある意味、やはりその部分の責任といいますかね。今までやってきた取り組みのきちんとした成果と評価と、そして何が悪いのか、良いのか、どうしていくのか、っていうことをやはり県民に示すという努力が必要になると思う。ぜひお願いしたい。

#### ○羽太自然環境保全課長

ありがとうございます。おっしゃる通りで。これはシカ管理計画として、非常に検証を要するターニングポイントとなることが含まれているということです。今のご指摘にあったように、水源税の検証プロセスは、ちょうどこの第5次計画の期間中に入っており、その結果が公開されることとなります。

もう一つ、今、同時に丹沢大山自然再生計画の策定を進めていますが、再生計画の計画事項の最後に、自然再生の総合的な検証をするという項目が控え目で表現が入っています。皆川先生がおっしゃった通り、そういう検証をしなければなりません。

私たちの強みというのは、これまでの取組の実態があり、蓄積してきたデータがあるということです。これらのデータは、決してありとあらゆるものを明らかにするものではありませんが、まだ分析しきってないところがあります。それらを棚卸しして、検討することが始まっています。

例えば、「植生回復にばらつきがあるが、これはどういうことだろう」ということも見ていきます。自然のことなので、すべてがわかるわけではなく、さらに長い目線で、引き続き調べ

ていかなければいけないこともたくさんありますが、ここまでやった中で見えてきたものがかなりあります。それをもとに「持続性」を考え、また「目標」そのものを再検証しなければならぬかもしれません。第5次計画では、そういう取組が必要になってくると考えています。

#### ○古田部会長

やっぱりこの20年間で何をやってきたかっていうのがきちんと残って、これはすごいことだと思いますね。それやってどうなったかわからないこともたくさんあったけれども、さらに今後どうなったかが繋がってくる。そう思うと本当に管理計画があつてよかったなど。私たちの資産みたいな。委員の方々がご苦労なさってきたからあるのですけどもね。

#### ○山田委員

錯誤捕獲のところ、他のところで国有林でも捕獲はやってきたのですが、やはりイノシシとか猿もかかったのですよ。それで、地域やそういうところからするとそれらの被害があつたもので、シカの捕獲があつたのですけれども、有害鳥獣の申請出してないと放獣しないというがあつたので、当然その部分の市町村のところで指定している、捕獲を強化しましょうと指定している、イノシシとか猿はそれに入れさしてもらって、実施していたっていうので。それで途中イノシシがちょっと増えてしまった時に追加してはどうかっていう、対応の方もあつたと言うので。それで錯誤の方だと、あまりかからないだろうって言われていたアナグマとか引っかかっちゃったときは、とりあえず放獣しますよ。カモシカもかかるので、その際は放獣しまして。その担当の市町村の方に、無事放獣できましたっていう報告を出したっていうので。クマも数か月の間に2～3頭ぐらいあつて。そうすると、やはり毎回引っかかるたびに担当市町村のところに連絡して、場合によっては危険を伴う場合は殺処分もあるし、あと放獣する時に役場としてどこどこの方に、放獣しますよという部分を調整して放獣していたという。他の有害鳥獣がある場合は、それを合わせてやることによって錯誤捕獲にならないっていうのをされていた方が、そうすると錯誤捕獲イメージがちょっと和らぐのかなっていうのがあります。

市町村も、重点の捕獲も強化してとります、取れますっていう地域。そこに関してはそういう対応もできる。

#### ○羽太自然環境保全課長

実務的にはそれはあり得ますが、計画に記載することはなかなか難しいです。特にクマの錯誤捕獲を防ぐという観点なので。クマについて学習放獣のための捕獲許可や、危険がすごく大きい時の殺処分のための許可は県で出しています。本県では、クマについては一般的に有害捕

獲はしていません。従ってクマについては、わなにかからないようにしなければなりません。カモシカもそうです。

また、イノシシとシカが恒常的に被害を出している地域であっても、イノシシは市町村、シカは県というように許可権限が違うので、別々に許可申請を出さなければなりません。ちなみに、国有林の方で、クマの錯誤捕獲はあったのでしょうか。

○山田委員

他の署ではあります。1年に3頭とか。

○羽太自然環境保全課長

神奈川の場合もあり得ると思います。それから、放獣時についてですが、非常にセンシティブな調整が必要なので、うまく足並みがそろうようにしたいと思います。

○古田部会長

他にどうでしょうか。

○千葉委員

パブコメや本日のご意見にも多くありましたが、箱根の植生影響は深刻化の一途であり、対策の強化は急務であると認識しています。既に対策強化については神奈川県、箱根町などにも相談させていただいており、対策強化を行う方向性についてご理解いただいているところ。今後、箱根の検討会でも、来年度にかけて捕獲と植生保護の強化策を作成したいと考えており、今後検討会の中で、捕獲数の増加について合意がなされた場合には、神奈川県においても捕獲強化を検討いただけるのでしょうか。また、今日議論となっているこの第5次計画とも十分連携を図りたいと思っており、具体的には実施計画の方になると思いますが、今後どのように相談、調整をさせていただくのがよいかご教示いただきたい。

○羽太自然環境保全課長

正直に申し上げますと、県の捕獲強化ということに関しては、量的な強化ということから言うと、おそらく目一杯やっている状態だと思います。結局、限られた財源、限られた体制の中で、これ以上箱根に注力すると、今度は丹沢の捕獲圧が下がるという関係です。後はやり方をより効率的にしていく意味では、今いろいろ試行しており、銃猟だけではなかなか難しいということで、わな猟を業者の委託の中で協力してもらいながら実行しています。ただ、県の方で捕獲が展開できる県管理森林というのは一部に限られます。例えば、中央火口丘や芦ノ湖西岸

の方を森林管理署が主体でどうやっていくかっていうのは、まさに環境省が強く取り組んでいる部分だと思います。箱根で捕獲している主体は、神奈川県と箱根町とNPOです。箱根町はおそらく、僕らがやらないところを相当やっています。あと国有林の方はちょっとわからないのですが、それ以外の部分をどうして行くかを考えるという感じです。

○千葉委員

箱根においては、多様な主体での取り組み実施をまさに進めていきたいと考えており、県有地、県有林も多くあるので、その場所での対策実施について検討いただきたく、どのように管理計画、実施計画と連携していけばよいか相談させていただきたい。

○羽太自然環境保全課長

それは年度の実施計画の話になります。当年度に出た話を、次の年度に反映させていくことは可能です。今のお話しが、もし令和5年度からのお話だとすると、もうすでに捕獲やモニタリングやら計画を作り始めている段階で、この後はすでに地域の協議会ですとか、そういうところでの議論が始まっていると思います。単年度の実施計画を協議会で議論する時点でもう、案になっているので、その前のこの段階で、属地的な話として出てこない間に合わないと思います。

○千葉委員

令和6年度の実施計画に間に合わせるためには、どのタイミングで話をしていけばよいか。

○羽太自然環境保全課長

早ければ早いほど具体的な議論ができると思います。

○永田野生生物課長

翌年の実施計画自体は、もう実際現実的には多分2月の前半ぐらいに上がってしまう。多分そのタイミングに合わせようとするのであれば、今決まっていなければならない。もし今やろうとするのであれば、翌々年度先の計画事案になる。

○千葉委員

わかりました。



○古田部会長

よろしければ議題はこの程度にして、部会全般にわたって、ご意見等ございましたら。どうぞ。

○天野委員

実は伊勢原市はですね、食肉加工施設を平成26年度にこさえていましてね。神奈川県の猟友会の、伊勢原支部の大山高部屋班なのですが、その代表の方がですね、私財を投入して、市も補助したのですが、食肉加工施設というふうなことです。2年ぐらい前ですかね、秦野市からもお声がけがあって、秦野市で捕れた、鹿やイノシシもこれを搬入するというこの中で、今回ご紹介するのは、ジビエフェアということでございます。昨日実はですね、開始式があったということで、大山のですね、先導師旅館組合がですね、これが団結しまして、17の旅館ですかね。その中で新しいジビエのメニューの開発をしています。こういった形でですね、お客様を呼び込んで、3月末まで、このフェアをやっています。ご紹介ということでぜひ伊勢原にもお立ち寄りいただければと思います。ジビエに関してですね、蒸し返してしまって申し訳ないのですが、計画上22ページあたりですかね。捕獲個体の処理、というふうなところで、有効活用するよと言う風なことが書いてありますが、安居院副部会長からご発言があったようにですね、もう少し神奈川県のほうで、その尊い命を、しっかりと有効活用するということに厚みを持たしていただいてもいいのかなと私は思っています。これに関してもうちちょっと具体的な支援も含めてですね。実は食品加工についても、お一人やお二人でやっていらっしゃるのです。なかなか人材も育ちませんし、ご高齢も進んでいますから。そのあたり広域的な視点で、松田町も作られたですし、全ての市が持つ必要ないと思うのですよね。広域的に提携しながら、県の力も借りてですね、盛り上げていったらいいのではないかと、というふうな気持ちでやっています。

○羽太自然環境保全課長

厚みを持たせるかどうかは、身の丈の範囲で検討させてください。ただし県が先導するようなものにはどうしてもなりません。地域の工夫を凝らした主体的な取組を支援していくとか、丹沢大山の自然再生というフレームだと、その中には地域の再生も含まれているので、そういった取り組みを行っていただきたいと思います。

○天野委員

県がなかなか中心的にやっていくのは難しいでしょうが、ぜひよろしくお願いします。

### ○安居院委員

今のお話で伊勢原市がやるじゃないですか。秦野もお世話になっているのですが、今、ご承知の通り、秦野は寄と伊勢原市でやっているのですが。側面的という話の中で、実行力立てて、ハードとかはしょうがないと思うのですが、ソフトの中で、神奈川県が丹沢ジビエという形の中で、アピールしていくのだとあって、催しをやるのだっていう話は大丈夫ですよ。出来ないですかそれも。

要は、資源を無駄なくやろうっていう形で皆共通の認識の中であると思うのですよ。私どももたくさんあるのですが、ジビエまでどうなのかなっていう話の中で伊勢原市にお願いしたり、最終的にやっぱり処分っていう形なってくると。やはりそれを殺処分しながら埋めたりっていう形じゃ皆さんもね、あるのですが、でも埋めるってなってくるとユンボが必要であったりという形があるから、じゃ、焼却しようとか焼却施設はどうなのだっていう考え方もいろんな、観点で行政を巻き込んでやっていく話があったのですが、特性的にやっぱり、そういったところのいろんな観点の中で、やはり県の後押しが、必要ですよっていう話です。だから、実際全部を県に任せるっていうものじゃなくて、市町村で独自のものがあると思うのですよ。だから独自の考え方はやるのですが、ただその中でやっぱり神奈川県ジビエとか、よくあれですよね島根県があたりとか、長野県があたりっていういろんな形であるじゃないですか。でもやっぱりその中では、消費者を巻き込まないとお金が入ってこないし、運営も大変だし、やっぱり公金を使うとなってくるとやっぱり県民とか市民のやっぱりそういったものもね、だからそういった所を巻き込んでいかないと、やっぱりそういったところが、動いていかないっていう話の中でですよ。神奈川県の中のトップの方がいろんな形で、市町村の方にPRをしていただくような形も、ものにしていただければありがたいと思うのですが。

### ○羽太自然環境保全課長

そうですね。机上で言えることと実際等にはかなり乖離があります。伊勢原市や松田町の取組をそれぞれPRしていく、そこに協力することは、色々なやり方でできると思います。ただ、例えばそれを県が「丹沢ジビエ」として打ち出すという話になると、まずもって、実態は多分伴わないです。小規模で分散したものを、あたかもあるように見せるような形になると、俄然何ていうか、やるやる詐欺めいてきてしまいます。

もう一つは、野生動物管理や鳥獣被害対策の取組の中で、ジビエにどれぐらい重きを置けるのかということが懸念としてあります。例えば、将来その産業部門がジビエに着目して取り組んでいくものに対して、自然環境行政としてそこに協力するということはできますが、この分野で、野生動物行政は主役にはなり得ないと思います。ここで議論が交わされたように、いかに地域、自然環境及びその地域の抱えた問題を解決していくかっていうところに資するから、

ジビエの取組に協力したり支援したりするのであって、主目的にするところまで踏み込むと、他の事がおろそかになってしまい、行政として立てている柱からそれてしまうと思います。だからといってジビエの取組や考え方を否定するものではありません。一緒にやっていけばいいと思います。この辺は、ぜひ引き続き意見交換していきたいです。後発なので、いいところ取りをすればいいと思います。神奈川のシカ、イノシシの生息状況にあった地域ごとのやりかたがあると思います。

○古田部会長

では、本日の議事は終了させていただきます。あとは事務局にお返しします。

○事務局

ありがとうございました。今後の予定でございますが、本日の議論を踏まえまして、来年1月15日に神奈川県鳥獣総合対策協議会におきまして、本日ご議論された内容を検討していただく予定になっております。

それでは以上をもちまして、令和4年度第2回神奈川鳥獣総合対策協議会シカ対策専門部会を閉会させていただきます。本日は誠にありがとうございました。